

補助金申請の流れ

①事前相談（申請者→町）

適用対象かどうかの有無、工法等について事前に相談してください。

②補助金の交付申請（申請者→町）

交付申請書(様式第1号)、位置図、平面図、現況写真、誓約書(様式第2号)、受益者の同意書(様式第3号)、見積書（3社以上）、その他関係書類を提出してください。

③補助金の交付決定（町→申請者）

現地調査等による審査の上、交付決定通知書(様式第4号)を送付しますので、工事業者に依頼してください。

④申請内容の変更（申請者→町）

申請内容、工事額等の変更があれば交付変更申請書（様式第5号）、変更内容を証明する書類（金額変更の見積書等）を提出してください。

⑤補助金の変更交付決定（町→申請者）

可否を審査し、交付変更決定通知書(様式第6号)を送付します。

⑥実績報告書類の提出（申請者→町）

工事が完了したら、実績報告書(様式第7号)、支払領収書の写し、工事写真(着工前、施工状況、工事完了後)、交付請求書(様式第9号)、その他の書類を添付して提出してください(工事完了後30日以内もしくはその年度の3月31日までに提出)。

⑦補助金の確定通知（町→申請者）

交付決定の内容に適合すると認めた場合、交付確定通知書（様式第8号）を送付し、指定口座に振り込みを行います。